

公表用

令和 6 年度

土木・建築関係事業単価表

参 考 資 料

令 和 6 年 4 月 1 日
令和 7 年 1 月 20 日一部改正

この単価表の全部または一部について販売目的のために複写(複製、転載、
磁気データ作成等)することを禁止する。

福島県土木部

目 次

設計資材単価等決定基準	1
施工歩掛決定基準.....	5
生コンクリートの冬期割増基準	7
職種の定義・作業内容	8

設計資材単価等決定基準

(制定平成 12 年 1 月 6 日 12 土検秘第 3 号土木部長通知 令和 7 年 1 月 20 日最終改正)

福島県土木部が執行及び受託する土木・建築関係工事及び業務委託の積算に用いる資材単価等は、土木事業単価表、建築事業単価表、農林土木事業原単価表及び土木関係委託設計単価表（以下、事業単価表という）によるものとする。

ただし、事業単価表に決定されていないものについては、物価資料、特別調査、見積書等から下記の基準により決定するものとする。

なお、この基準は標準的な採用方法を示すものであり、特殊な場合については、この限りではない。

1 決定資料の採用順位

原則として、①物価資料、②特別調査、③見積書の順とする。

2 語句の定義

- (1) 「物価資料」とは、一般財団法人 建設物価調査会発行の「建設物価」(月刊版)、「Web 建設物価」、「土木コスト情報」(季刊版)、「建築コスト情報」(季刊版)、「月刊建設物価速報版」、並びに 一般財団法人 経済調査会発行の「積算資料」(月刊版)、「積算資料電子版」、「土木施工単価」(季刊版)、「建築施工単価」(季刊版)をいう。
- (2) 「特別調査」とは、事業単価表、物価資料に掲載されていない資材、物価資料に掲載されているが、規格が合わない資材等について、市場の実勢取引価格の調査を臨時に実施し、単価を決定するものをいう。
- (3) 「見積書」とは、工事毎に資材名、規格、仕様、納入場所、数量及び納入時期等の条件を明示し、メーカー、商社等から見積を収集したものをいう。
- なお、メーカー、商社等からの見積が、それらが出すカタログ等に掲載されている価格と同じと判断される場合は、カタログ価格を見積書としてみなす。
- (4) 「材工共単価」とは、一般的に総合工事業者と第一次下請専門業者の間で取引されている価格帯(市場単価)又は、総合工事業者の実行予算に基づく価格帯(標準単価)をいう。
- (5) 「公表価格」とは、通常の取引で「標準価格」、「定価」、「建値」、「設計価格」、「カタログ価格」等と呼ばれているメーカー等の希望販売価格をいう。

3 資材単価等決定方法

(1) 物価資料による場合

ア 単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が 3 衡未満のときは、決定額の有効桁は 3 衡とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

なお、適用時期は毎月とする。

<例> 1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

建設物価 33,500 円 (有効桁 3 衡) 積算資料 34,000 円 (有効桁 2 衡)

平均額 33,750 円

決定額 33,700 円 (有効桁 3 衡, 4 衡以降切り捨て)

<例> 2) 入力単価の有効桁数が 3 衡未満のために 3 衡を有効桁とする場合

建設物価 560 円（有効桁 2 桁） 積算資料 570 円（有効桁 2 桁）
平均額 565 円
決定額 565 円（最小有効桁 3 桁、4 桁以降切り捨て）
また、価格変動の大きな資材については、「月刊建設物価速報版」の価格を採用することができるものとする。

イ 物価資料掲載地域の採用は下記のとおりとする。

(ア) 物価資料に掲載されている価格が「**都市別**」の場合は、「最寄りの県内都市」とする。掲載されていない場合は、発注事務所の「近傍都市」の価格を採用するものとし、仙台市(ただし、施工場所が仙台市と比較して新潟市に近い場合は新潟市とする。)、東京都の順に採用する。

〈採用順位〉

第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
最寄りの県内都市	仙台市 又は 新潟市	東京都

(イ) 物価資料に掲載されている価格が「**地区別**」の場合は、東北地区、関東地区の順に採用する。

〈採用順位〉

第 1 順位	第 2 順位
東北地区	関東地区

(ウ) 物価資料に掲載されている価格が「**全国**」の場合は、全国を採用する。

(エ) 建設物価等 ((一財)建設物価調査会発行資料)と積算資料等((一財)経済調査会発行資料)で、掲載地域が異なる場合は、価格の比較は行わず、下記の順位で採用する。

〈採用順位〉

第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位	第 4 順位	第 5 順位	第 6 順位
最寄りの 県内都市	東北	全国	仙台市 又は 新潟市	関東	東京都

ウ 大口、小口需要者価格の扱いについては、当該設計の規模に応じて選択するものとする。

エ 掲載価格が公表価格の場合

公表価格とは、メーカー等が一般に公表している希望販売価格であることから、実際の取引においては値引きされることがあるので、類似品補正や見積を収集するなどして採用価格(実勢価格)を決定することとする。

オ 土木工事標準単価は、同工種が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（小数第 1 位を四捨五入）とし、片方の資料のみに掲載されている場合は、当該単価とする。

(2) 特別調査による場合

次の資材については特別調査を実施し、設計単価を決定するものとする。

ア 調査対象品目は下記のいずれかに該当する資材とする。

① 1工事における調達価格が1資材10万円以上、かつ(材料単価×使用数量)が100万円以上と予想される資材。

② 1工事における調達価格(材料単価×使用数量)が500万円以上と予想される資材。

イ 同一工事の1資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。

ウ 調査対象資材に該当するかの判断は、他工事の実績や物価資料の類似品目の材料単価からの類推、概算単価を電話照会するなどして判断する。

(3) 見積書による場合

事業単価表及び物価資料によることができず、また、特別調査の対象とならない、もしくは特別調査によることが困難な資材等については、見積書によるものとする。見積収集先の選定は、実績、企業規模、技術水準及び県内の取引事例等を勘案して適正に行い、予め所属長もしくは所属長が別に定める者の決裁を得て施行するものとする。

なお、一般社団法人 公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿」、「設備機材等評価名簿」に記載のある企業は、上記の条件を満たしているものとする。

ア 見積件数及び採用価格

見積は実勢取引価格とし、原則として3社以上から収集した見積の平均価格(建築関係は最低価格(※1))を採用する。ただし、製造及び販売先等の数が限定されている場合はこの限りでない。

なお、収集した見積の中に異常値が含まれているか否かをイにより判断して価格を決定するものとする。

※1 建築関係は、イによる異常値の確認をすること無く最低価格を採用する(ただし、見積書の仕様・規格等が見積依頼内容を満たしているものに限る。)。

イ 異常値

見積価格から「著しい差(=「異常値」)」がある見積書を除外し、残った見積の平均価格を採用する。

なお、異常値の排除により有効な見積が1社となった場合には、見積条件及び仕様等を確認して再度見積を収集する。

- ・「異常値」とは、見積の平均価格に対して30%以上の差異があるものをいう。
- ・建築関係については、ア ※1を参照のこと。

ウ 留意事項

- ・一体として捉えるべきもの(プラント等)又は資材毎の単価比較になじまないものは、種別毎(見積書単位ごと)に見積価格の比較を行い、平均価格(建築関係は最低価格)を決定することとし、見積書の内訳(プラント等の内訳)単位での平均価格(建築関係は最低価格)を集める手法などは採用しないものとする。
- ・見積を収集する資材の仕様については、品名と形状寸法のみではなく、要求する品質規格(材質、色、強度、性能など)を詳細に記載するとともに、図面

(詳細な図面がない場合は概略参考図)を添付するなどして、提出される見積が、同じ条件、同じ仕様のもとに作成されるようとする。

- ・見積は実勢取引価格を原則とするが、公表価格などでしか収集できない場合、又は実勢取引価格と乖離していると判断できる場合は、類似品補正や見積の依頼先をメーカー等から施工業者まで収集範囲を広げるなどして、実勢価格を算定することとする。
- ・類似品とは、同一品名で規格(形状・寸法)が異なるものをいう。
- ・類似品補正とは、類似品が、物価資料又は、事業単価表に掲載されている場合は、式1により補正後の設計単価を算定すること。

$$\text{補正後の設計単価} = A \times C / B \quad (\text{ただし、 } C / B \leq 1.0 \text{ とする。}) \cdots \text{式1}$$

A : 当該資材の見積り価格

B : Aの類似品の見積り価格

C : 積算時の事業単価表に掲載されているAの類似品の価格(事業単価表に掲載のない場合は物価資料の類似品の価格)

なお、 $C / B > 1.0$ の場合は、式1による類似品補正を行わない。

4 端数処理方法

(1) 建築関係工事以外

3 (1) アを準用する。

(2) 建築関係工事

公共建築工事積算基準等資料 第4編 第1章 共通事項 1 単価及び価格に関する数値の取り扱い のとおりとする。

(付則)

この基準は、平成12年4月1日から適用する。

この基準は、平成16年4月1日から適用する。

この基準は、平成17年4月1日から適用する。

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

この基準は、平成22年4月1日から適用する。

この基準は、平成24年4月5日から適用する。

この基準は、平成26年8月5日から適用する。

この基準は、平成26年10月1日から適用する。

この基準は、平成29年4月1日から適用する。

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

この基準は、令和2年4月1日から適用する。

この基準は、令和3年10月1日から適用する。

この基準は、令和5年4月1日から適用する。

この基準は、令和5年10月20日から適用する。

この基準は、令和7年1月20日から適用する。

施工歩掛決定基準

福島県土木部が執行及び受託する土木・建築・設備工事及び委託業務の積算に用いる施工等歩掛（以下、施工歩掛という）は、福島県土木部制定の「土木工事標準積算基準」等（以下「積算基準」という。）によるものとする。

ただし、積算基準に記載されていない施工歩掛は、国、公団及び事業団等（協会歩掛を含む）の定める積算基準を参考として採用するものとし、これらにも記載のないものについては、見積を収集し下記の基準により決定するものとする。

1 見積収集先の選定

実績、企業規模、技術水準及び県内の施工事例等を勘案して適正に行い、予め所属長もしくは所属長が別に定める者の決裁を得て施行するものとする。

2 見積件数及び施工歩掛の決定方法

原則として3社以上から収集した施工歩掛をもとに、福島県土木部が発行している図書と物価資料等により価格を算出し、その平均価格直下（建築・設備は最低価格）となる歩掛を採用する。平均額と同額の歩掛がある場合は、当該歩掛を採用する。なお、労務の作業内容は、別紙「職種の定義・作業内容表（1）（2）」によるものとし、見積依頼時に添付するものとする。

ただし、施工可能な業者が限定されている等、特殊な場合はこの限りではない。

また、変更積算時は施工者より見積を収集し、妥当性を確認した上で採用する。

3 異常値

見積をもとにして算出された概算価格から「著しい差（＝「異常値」）」がある見積書を除外し、残った見積の平均価格直下の歩掛を採用する。

なお、異常値の排除により有効な見積が1社となった場合には、見積条件・仕様等を確認して再度見積を収集する。

・「異常値」とは、見積の平均価格に対して30%以上の差異があるものをいう。

※歩掛の決定フロー・算出例（「異常値」の算出例）は「設計資材単価等決定基準」に準じるものとする。

4 留意事項

- (1) メーカーのカタログなどに記載されている施工歩掛などは、実態と異なる参考歩掛の場合があるので採用せずに、見積収集して歩掛を決定すること。
- (2) 施工歩掛は、見積書ごと（工種・工法単位）に比較するものとし、見積内訳（施工内訳）の工数、数量の最低値を集める手法などは採用しないものとする。
- (3) 見積を収集する施工の仕様については、工法の名称のみでなく、要求する品質や規模、施工場所、現場条件（施工時期や作業スペース、周辺の道路・交通状況、各種規制の有無）を詳細に記載するとともに、図面（詳細な図面がない場合は概略参考図）を添付するなど

して、提出される見積が同じ条件、同じ仕様のもとに作成されるようとする。

(付則)

この基準は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、平成 24 年 4 月 5 日から適用する。

この基準は、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

この基準は、令和 5 年 10 月 20 日から適用する。

生コンクリートの冬期割増率

1 対象工事

12月から3月にコンクリート打設が行われる工事で、生コンクリートの冬期割増を計上する。

2 コンクリート打設時期が変更となる場合の取り扱い

変更により12月から3月にコンクリート打設が行われることになった場合は、現場状況に合わせ、冬期割増を計上すること。

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特 殊 作 業 員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のワインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ. ピックブレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作 <p>b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ</p> <p>c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬</p> <p>d. コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
02 普 通 作 業 員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く） e. 人力による除草 f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽 作 業 員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>

職種	定義・作業内容
04 造園工	造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ① 樹木の植栽または維持管理 ② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路または広場の築造 e. 池または流れの築造 f. 公園設備の設置
05 法面工	法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06 とび工	高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く） b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く） d. 仮設用エレベーター、杭打機、ワインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）
07 石工	石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブロック工	ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）
09 電工	電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 ① 第1種電気工事士 ② 第2種電気工事士 ③ 認定電気工事従事者 ④ 特殊電気工事資格者
10 鉄筋工	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの

職種	定義・作業内容
11 鉄骨工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗装工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶接工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のワインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ）、除雪車（除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車（30KW級ホイール以外））等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15 運転手（一般）	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ以外）、除雪車（除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車（30KW級ホイール））等の運転または操作
16 潜かん工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの

職種	定義・作業内容
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
18 さく岩工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	トンネル坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの <ul style="list-style-type: none"> a. 爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	トンネル坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの <ul style="list-style-type: none"> a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るもの）について主体的業務を行うもの <ul style="list-style-type: none"> a. PC橋の製作のうち、グラウト、シーズおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係の作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高級船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-top: 10px;"> 以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） <ul style="list-style-type: none"> ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 渔港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面 </div>
27 普通船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職種	定義・作業内容
28 潜水士	<p>潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの</p> <p>(潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む)</p> <p>「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう</p>
29 潜水連絡員	<p>潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30 潜水送気員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31 山林砂防工	<p>山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
32 軌道工	<p>軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽機械（タイタンバー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンバー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33 型わく工	<p>木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く） b. 木坑、木橋等の仕拵え等
34 大工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配管工	<p>配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c. 電触防護
37 はつり工	<p>はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く） b. 建築物の床または壁の穴あけ

職種	定義・作業内容
38 防水工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板金工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40 タイル工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サッシ工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋根ふき工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）
43 内装工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガラス工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建具工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダクト工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保温工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設備機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

(参考)

参考職種	定義・作業内容
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）